

佐藤・新渡戸記念寮で発生した呼吸器疾患、COVID-19 感染者及び濃厚接触者への対応について

この通知は、佐藤新渡戸記念寮にて生活する寮生ならびに寮母が、COVID-19 あるいは類似疾患に罹患した場合に運用すべき行動を記したものです。日頃より、自身の体調に気を配るとともに、健康な生活を送るうえで、手洗い、手指消毒、マスク着用が必須であることをまず念頭におきつつ、落ち着いて対応してください。

＜大前提 ～ 日常生活におけるルール ～ ＞
食堂や談話室、浴室などといった共有スペースにおいては、
①三密を避ける、②マスクの着用、③消毒の徹底を図ること。

■ 風邪や熱などの呼吸器疾患を発症した場合の対応

1. 直ちに、札幌市保健所#7119に連絡し、症状等の状況を通報すること。
救急安心センターさっぽろ
<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/qq7199/>
2. 毎日の検温で37.5℃以上を記録した場合、当該寮生は、直ちにLINE等により職員に連絡し、寮外での活動(大学での対面授業、アルバイト、友人とのミーティング等)を自粛し、原則自室で静養すること。共同浴室でのシャワーは可とするが、他の寮生の使用頻度の少ない時間帯に使用すること。
3. 自室を出なければならぬ場合に備え、自室には財団が用意する消毒薬を置き、手指の消毒をし、必ずマスクを着用すること。
4. 食事は自室内でし、食堂は使用しない。寮母は使い捨て食器による食事を当該寮生の部屋前に配膳する。
5. 医療機関の指示に従って療養するが、医師からPCR検査を勧められた場合は受診すること。
6. COVID-19と診断されなかった場合も、症状が消失するまでは、上記1～3の対応を続け、症状の寛解を待つ。

■ COVID-19 と診断された場合の対応

7. 寮内で COVID-19 罹患者が発生した場合、寮母は職務をしない。その際、罹患者及び濃厚接触者以外の者が可能な限り職務を代行する。
8. 罹患した寮生は、保健所の指示に従い、所定の施設に移動する。自室療養は認めない。着衣について、保健所の指示に従い、自ら用意するかあるいは備え付けのものを使用すること。
9. 罹患した寮生が、入院または施設入所までの間、自室隔離となった場合、自室からの外出は一切禁止する。共同シャワーの使用も禁止し、体を拭く程度に留める。食事は、弁当やおにぎりなど使い捨て食器による提供とする。
10. 保健所の指示に従い、寮内の共有部分の消毒を行う。罹患した寮生の部屋へは、やむを得ない場合も含め、施設入所後 72 時間を経過した後でなければ入室してはならない。
11. 当該寮生との接触歴など保健所が行う調査に協力すること。
12. 寛解して自室に戻った寮生も、引き続き、共用部分でのマスク着用を継続すること。

■ 濃厚接触者と認定された場合の対応(濃厚接触者の疑いがある者)

1. 保健所から濃厚接触者に該当する旨の連絡があった場合は、その指示に従うこと。
2. 寮内待機を命じられた期間中は、上記「風邪や熱などの呼吸器疾患を発症した場合の対応」の 1～3 など朝晩の検温を行い、体調の変化があった場合には、直ちに保健所及び責任者に連絡すること。
3. 寮母が濃厚接触者に該当するとされた場合、職務をしない。その際の食事については、濃厚接触者と認定されていない者が出来る限りの対応をする。
4. なお、「濃厚接触者」とは、保健所の判断によるものであり、誤解を招かぬよう、いたずらに「濃厚接触者」という言葉を発しないこと。

財団法人巖鷲寮

理事長 昆 泰寛